## 川崎市麻生区選挙管理委員会告示第24号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和7年10月12日

川崎市麻生区選挙管理委員会 委員長 関 口 茂

- 1 川崎市麻生区役所内 川崎市麻生区選挙管理委員会事務室
- (1)所 在 地 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市麻生区役所柿生分庁舎
- (1) 所 在 地 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は 取り扱わない。